

# 熊本市ふるさと応援寄附金の返礼品等基準

## 1 目的について

これは熊本市ふるさと応援寄附金の返礼品を公平・公正に選定するための基準などを定めるものである。

## 2 返礼品の基準について

返礼品は本市への寄附促進につながるるとともに、本市の魅力をアピールできる品物又はサービスであり、本市産業の振興等に寄与するものであること。また、品質が確保され、かつ安定的に供給することが可能であること。

なお、総務省告示第179号（平成31年4月1日付け）に基づき、次のいずれかに該当することを条件とする。

- (1) 熊本市内において生産されたものであること。
- (2) 熊本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 熊本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 熊本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 熊本市の広報の目的で生産された熊本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から熊本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 熊本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が熊本市に相当程度関連性のあるものであること。
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - ①熊本市が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
  - ②熊本県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを熊本県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの。
  - ③熊本県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することが出来なくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- (10) 平成29年4月1日付け総務省告示第28号「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により総務大臣から通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
  - ①金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
  - ②資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
  - ③価格が高額のもの。
  - ④寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの。

### 3 返礼品の上限額等について

返礼品に係る経費は寄附額に3割を乗じた金額を上限とし、返礼品の経費には梱包代などの諸経費や消費税及び地方消費税を含むものとする。但し、寄附者への配送料は含まないこととする。

### 4 返礼品の選定方法について

熊本市ふるさと応援寄附金の返礼品に登録を希望する者（以下「返礼品協力事業者」という。）は、熊本市ふるさと応援寄附金支援業務委託の受託者（以下「受託者」という。）に別紙様式1、様式2及び別途市が指定する資料を提出しなければならない。

受託者は上記様式1、様式2を審査の上、資料を添えて本市に提出し、本市はその内容を審査し、適当と認めるときは、返礼品として指定することとする。

### 5 返礼品に係る書面の取り交わしについて

本市が返礼品の指定を行った後、受託者と返礼品協力事業者は支払方法や支払時期等が記載された書面を取り交わすこととする。

### 6 返礼品協力事業者について

返礼品協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 各種法令等を遵守し、それに基づいた営業活動を実施していること。
- (2) 返礼品の生産、製造等が計画的に行われ、かつ品質の良い返礼品が発送出来ること。
- (3) 原則として、「熊本市ふるさと納税出荷管理システム」の利用が出来るなど、返礼品の受発注体制が整備されていること。
- (4) 熊本市税の滞納がないこと。但し、新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を除く。
- (5) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本市に本店、支店、事業所、工場等を有する法人、団体、個人事業者であること。
- (8) 寄附者からのクレーム等に適切に対応し、再発防止策を講じることが出来ること。
- (9) 個人情報を取り扱うため、個人情報保護法及び関係法令等を遵守出来ること。
- (10) 本市の施策や取組、ふるさと応援寄附金の推進に理解を示し、協力的であること。

### 7 返礼品の数について

返礼品の数は1事業者につき3品を上限とする。

### 8 返礼品の有効期限について

返礼品の有効期限は指定された日から2年間とする。但し、再度申請を行うことが出来ることとする。なお、令和2年10月1日現在で本市の返礼品に指定されているものは返礼品として引き継ぐこととし、その有効期限は令和4年9月末日までとする。

### 9 返礼品の規格変更について

返礼品の規格等を変更する場合、返礼品協力事業者は受託者に別紙様式3を提出しなければならない。また、受託者は上記様式3を審査の上、資料を添えて本市に提出し、本市はその内容を審査し、適当と認めるときは、変更を決定することとする。なお、返礼品の規格変更は原則年1回までとする。但し、本市が止むを得ないと判断した場合はこの限りではない。

### 10 返礼品の辞退について

やむを得ない事情等により有効期限内に返礼品の指定を辞退する場合、返礼品協力事業者は受託者に別紙様式3を提出しなければならない。また、受託者は上記様式3を審査の上、資料を添えて本市に提出することとする。

## 1.1 返礼品の決定取消について

次に該当した場合、本市は返礼品の指定を取り消すことができる。

- (1) 返礼品の供給や品質、配送等に関して、受託者の指導に従わなかった場合。
- (2) 返礼品の品質や配送に関して、寄附者から苦情が多く寄せられた場合。
- (3) 本市や受託者、寄附者に対して、虚偽の報告や説明等を行った場合。
- (4) 各種法令に反した営業活動を行った場合。
- (5) 国等において、法令改正や返礼品に係る基準の変更が行われた場合。
- (6) その他、本市の返礼品として相応しくないと判断した場合。
- (7) 返礼品の決定を取り消す期間は本市と受託者が協議して定めることとする。

## 1.2 返礼品協力事業者への通知について

本市は返礼品の指定等の際し以下の決定を行った場合は、以下に示す様式により速やかに受託者に通知することとし、受託者はその内容を返礼品協力事業者へ通知しなければならない。

- (1) 返礼品の指定、規格変更（別紙様式4）
- (2) 返礼品の不指定、不変更（別紙様式5）
- (3) 返礼品の取消（別紙様式6）

## 1.3 新たな返礼品の募集について

新たな返礼品については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市の農水産物や加工食品、障がい者就労施設等で生産された製品などを優先的に募集することとし、具体的な内容については、別表に定めるとおりとする。

## 1.4 その他

- (1) 返礼品の募集時期については、本市と受託者が協議のうえ、定めるものとする。
- (2) 熊本市ふるさと応援寄附金の推進に必要と認める場合、本市はこの基準を改正することができる。
- (3) 本市並びに受託者は返礼品協力事業者に対して、必要に応じ、証拠書類の提出に加え、現地調査を行うことができる。
- (4) 本市の施策の推進に寄与する場合など、本市が特に必要と認める時は、当該基準1.3の規定に関わらず、別途返礼品として指定することができる。
- (5) その他、疑義が生じた場合は本市と受託者がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月12日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月12日から施行する。

## (1) 新型コロナウイルスの影響を受けた本市の農水産物や加工食品等

対象品目	対象事業者
① 馬肉、牛肉、メロン、すいか、花き	要件なし
② 加工食品	原則として、ア～ウのいずれかの公的支援制度を利用した事業者 ア 持続化給付金（経済産業省所管） イ 家賃支援給付金（経済産業省所管） ウ セーフティネット保証制度（中小企業庁所管） （セーフティネット保証 4 号・危機関連保証に限る）
③ 農水産物（①を含む）・加工食品	返礼品の対象となる農水産物・加工食品を EC サイト（インターネット上で商品を購入することができるウェブサイト）を通じて販売している事業者

## (2) 地域貢献活動等に取り組む事業者が提供する製品等

対象品目	対象事業者
① 農水産物・加工食品	ふるさと応援寄附金による収入を地域貢献活動等に活用する事業者

## (3) 障がい者就労施設等で生産された製品

対象品目	対象事業者
① 障がい者就労施設等で生産された製品	障がい者就労施設等（施設で生産された製品を取り扱う施設間の任意団体及び共同受注窓口を含む）
② 障がい者就労施設等が生産工程の一部を受託している製品	障がい者就労施設等に生産工程の一部を委託している事業者
③ 障がい者を雇用し、生産を行っている製品	熊本市障がい者サポート企業・団体の認定を受けた事業者

## (備考)

- 1 (1) ①及び②については、当該基準 8 の規定に関わらず、その有効期限を令和 4 年 3 月末とし、令和 3 年 7 月 1 2 日をもって募集を終了する。
- 2 馬肉、牛肉については、熊本県産もしくは熊本県内で肥育されたものに限る。
- 3 加工食品については、以下のア～ウに該当するもの等、本市の魅力の発信に資するものに限る。
  - ア 商品名や商品説明に「九州」・「熊本」など本市が含まれる地域の表記が使用されているものや、本市を訪れた観光客や全国の消費者向けに熊本の名産品として認知されている、または認知を目指しているもの。
  - イ 原材料の主要な部分について、熊本県の特産品として生産されており、原材料の生産地としてのアピールが可能なもの。
  - ウ 本市特有の自然環境や歴史文化（食文化）の発信に寄与するものや、寄附者が当該返礼品を選択することが熊本地震の復興支援などの社会貢献に繋がるもの。
- 4 (1) ③については、申請後、一定期間中に EC サイトでの販売を開始予定の事業者も含む。
- 5 (3) ①及び②における障がい者就労施設等は、令和 3 年度（2021 年度）熊本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（令和 3 年（2021 年）5 月 6 日）3（1）に掲げる施設とする。
- 6 当該基準 7 の規定に関わらず、以下のア、イに掲げるものの返礼品の数の上限は、次のとおりとする。
  - ア (1) ③の対象事業者 10 品（ただし、同一品目の上限は 3 品とする。）
  - イ (3) ①のうち、施設で生産された製品を取り扱う施設間の任意団体及び共同受注窓口 上限なし